
一般社団法人アジア自立支援機構 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人アジア自立支援機構と称し、英文では、General Incorporated Association for the Promotion of Self-reliance in Asia (GIAPSA) と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を茨城県つくば市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、国際相互理解の促進と開発途上の貧しいアジアの人々の貧困や飢餓の撲滅、自助努力による自立と持続可能な発展の達成に向けた、経済協力、技術協力、環境保護、社会福祉、人道援助、教育及び人材育成、人間の安全保障の向上等の支援を行う事を目的とし、その目的に資する為に、以下の事業を行う。

- (1) 貧しい少数民族や山岳民族の保護や生活レベル向上と、持続可能な発展に向けた支援。
- (2) 貧しい小規模農民たちに対する食糧増産と収入向上に対する支援と、食料安全保障の向上に向けた種々の取り組みに対する支援。
- (3) 社会の底辺に生きる貧困層や援助を必要とする子供や青年達への教育や人材育成支援。
- (4) 貧しい農村地域や都市のスラムに住む人々の持続可能な収入増加や生活レベル向上への支援。
- (5) 自然資源や未利用食物の持続可能な有効利用（サゴヤシを含む）と環境保全、環境保護事業への支援。
- (6) 緊急を要する人道支援に対する必要な事業。
- (7) 国際交流活動及び国際協力活動を推進する事業。
- (8) 関連する啓蒙活動、調査、イベント、セミナー、講演会等の企画、立案、運営、管理及び実施。
- (9) その他、この法人の目的を達成するための、前各号に附帯又は関連する事業。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役 員

(役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

理事 10名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

3 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事・権限)

第19条 当法人の理事が1名のときは、その理事を代表理事とし、当法人に複数の理事を置くときは理事の互選によってこれを定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第20条 理事は社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の分配の禁止)

第24条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第25条 当法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、これを当法人と類似の公益法人、あるいは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第26条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第27条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 小沼廣幸

設立時代表理事 タイ王国バンコク県クロンサン郡クロントンサイ町
チャローンナコン通り 15 A
バーンサトーンチャオプラヤ 931 / 344 号室
小沼廣幸

(設立時社員の氏名及び住所)

第28条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 タイ王国バンコク県クロンサン郡クロントンサイ町
チャローンナコン通り 15 A
バーンサトーンチャオプラヤ 931 / 344 号室

設立時社員 小沼廣幸

住 所 茨城県つくば市春日2丁目15番地9

設立時社員 小沼三恵子

(法令の準拠)

第29条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

平成30年6月15日

以上、一般社団法人アジア自立支援機構の設立のため、社員の定款作成代理人司法書士金田圭介は電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

設立時社員

設立時社員 小沼 三恵子 印

上記社員代理人 司法書士金田圭介 (電子署名)